

銀行の事業用不動産の賃貸等に関する「中小・地域金融機関向けの
総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見・質問

該当箇所	意見・質問
III - 4 - 2 (4) (注 2)	・銀行店舗を新築する際、国や地方自治体、公共的な役割を有する主体からの要請があれば、あらかじめ他の事業者（例えば、小売店や飲食店等）のスペースを確保して建築し、賃貸することが可能と理解してよいか。 ・銀行店舗を新築・改装する場合、地方自治体から不動産の共同利用の要請（例えば、役場の出張所併設等）があれば、あらかじめ地方自治体のスペースを確保した店舗を建築し、地方自治体に対して長期間賃貸借をすることが可能と理解してよいか。
III - 4 - 2 (4) (注 3)	・今回の緩和の方向に賛同する。 フィンテックの進展など銀行のビジネスモデルが変化 する中、リストラにより業務の用に供しなくなる店舗（不動産） が増加することが想定される。立地のよい銀行の不動産を銀 行が主体となって積極的に地方創生に活用するため、地方自 治体や公共的な主体からの要請が伴わない場合でも賃貸期 間について柔軟に設定できるよう、更なる見直しを検討いた だきたい。例えば、定期借地権を設定するなどあらかじめ期 間を定めた賃貸であれば、リスクが限定され、問題は少ない のではないかと。